

コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 10 月 27 日

株式会社一寸房

代表取締役社長 上山 哲正

問合せ先： 011-215-0061

URL：https://issun.jp/

証券コード：7355

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組み、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。このため、経営の透明性を確保するための経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カミヤマ	1,400,000	61.37
上山 哲正	566,900	24.85
北洋SDGs推進投資事業有限責任組合	100,000	4.38
サントー株式会社	69,000	3.02
瀬尾 昌資	17,500	0.76
株式会社中央地建	16,500	0.72
河原 博之	16,100	0.70
大沼 敏文	10,000	0.43
辻野建設工業株式会社	9,700	0.42
後藤 制一	9,200	0.40

支配株主名	上山 哲正
-------	-------

親会社名	無
------	---

補足説明

株式会社カミヤマは、当社の代表取締役社長である上山哲正の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	7 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中山 秀人	他の会社の出身者											
後藤 制一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 秀人	—	—	中山秀人氏は、長年建設会社の経営を行っていたこと及び建設業に関する知識と経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
後藤 制一	—	—	後藤制一氏は、長年自身の会社経営及び経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため、会計監査人を設置しておりませんが、あおい監査法人との間では金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。また、内部監査担当者との間で監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森元 康輔	他の会社の出身者													
及川 華恵	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森元 康輔	—	—	森元康輔氏は、長年経営コンサルタントとして活動し、会社経営に関する豊富な経験と高い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
及川 華恵	—	—	及川華恵氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

2023年7月期における当社の取締役報酬は以下のとおりであります。 取締役を支払った年間報酬総額 43,858千円
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみ支給いたします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

3. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をいたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートについては、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配布にあたっては、十分に検討する時間的余裕が確保できるように早期の配布に努めております。また必要に応じて事前に説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、透明性と公正性の高い経営を確立するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、取締役会規程に基づき、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、ならびに重要な業務に関する事項の審議・決定を行っております。原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営に関する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を陳述するなど、適正な監視に努めております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役会規程に基づき、原則として毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、毎月開催される取締役会等への出席により、意思決定事項や報告事項に対する監査を行うとともに、適宜意見具申を行っております。また平素においても、経営全般の適法性及び適正性の観点から、重要書類の閲覧等を通じ、取締役の職務執行を監督しております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、専任担当者はおりませんが、代表取締役から任命された内部監査人が内部監査を実施しており、現在は経営企画部及び設計ソリューション部門より2名を配置しております。被監査部門から独立した部門に属する内部監査担当者が内部監査規程に基づき、社内諸規程や法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。年間の内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は直接代表取締役に文書で報告されております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後は改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を保っております。

(4) 会計監査

当社は、あおい監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年7月期において監査を執行した公認会計士は丸木章道氏、角田康郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、その他5名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその他補助者との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が適切な権利行使ができるよう、WEB サイト上への公開を行うほか、株主総会招集通知の早期発送にも取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は7月末であるため、集中日の回避は特に考えておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に I R ページを設置し、TDnet に掲載された開示情報、決算 情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載いたします。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部にて対応いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部通報制度を導入しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、財政状態や経営成績ならびに経営戦略やリスク情報等の非財務情報についても適切かつ積極的に開示を行うことが重要であると認識しております。適時開示基準に則り、ステークホルダーの皆様に公平で正確な情報提供を行うよう努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、2023年3月17日の取締役会において、当該体制構築の基本方針を下記のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令・定款及び企業倫理・社会規範を遵守するため、コンプライアンス規程、その他の社内規程を定め、全社に周知・徹底する。
 - ②取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営基本方針等を審議決議するとともに、取締役会規程、職務権限規程やその他の職務執行に関する規程を制定し、取締役及び役職員は法令・定款及び定められた規程に従い業務を執行する。
 - ③リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い、社内のコンプライアンス体制の構築及び定期的な遵守状況の確認による維持を行う。
 - ④内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備運用状況を評価し、改善に向けた助言と提言を行う。
 - ⑤内部通報制度を設け、法令・定款に反する行為、その他の問題早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ②取締役及び監査役は、これらの文章等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①会社の事業活動において想定される各種リスクに関しては、リスク・コンプライアンス委員会を活動の主体として、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。
 - ②当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。
 - ③不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ②取締役会を原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会では付議事項の審議及び重要な報告ならびに取締役の職務執行の監督を行う。
 - ③事業計画を策定し明確な目標を定め、達成及び進捗状況を定期的に確認し、事業活動の目標達成を図る。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社は、子会社に対し、重要事項について当社へ報告し承認を求めさせるとともに、当社と定期的に経営管理情報、危機管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を整備させる。
 - ②当社は、定期的子会社に対して内部監査を実施する。
 - ③当社は、子会社に対し、事業計画を策定させ、当該事業計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。

④当社は、子会社に対し、原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び役職者の職務執行が法令・定款に適合するように努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を任命することができる。

②監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び部門長等の指揮・命令は受けないものとする。

③当該使用人の人事異動及び人事考課、懲戒処分については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

①監査役は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。

②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

①監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。

②監査役は、定期的に取り締役と意見交換を行い、業務の状況、相互の意思疎通を図る。

③監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定することにより、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場

合には、契約を一 方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。
さらに、公益財団法人暴力追放運動推進センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

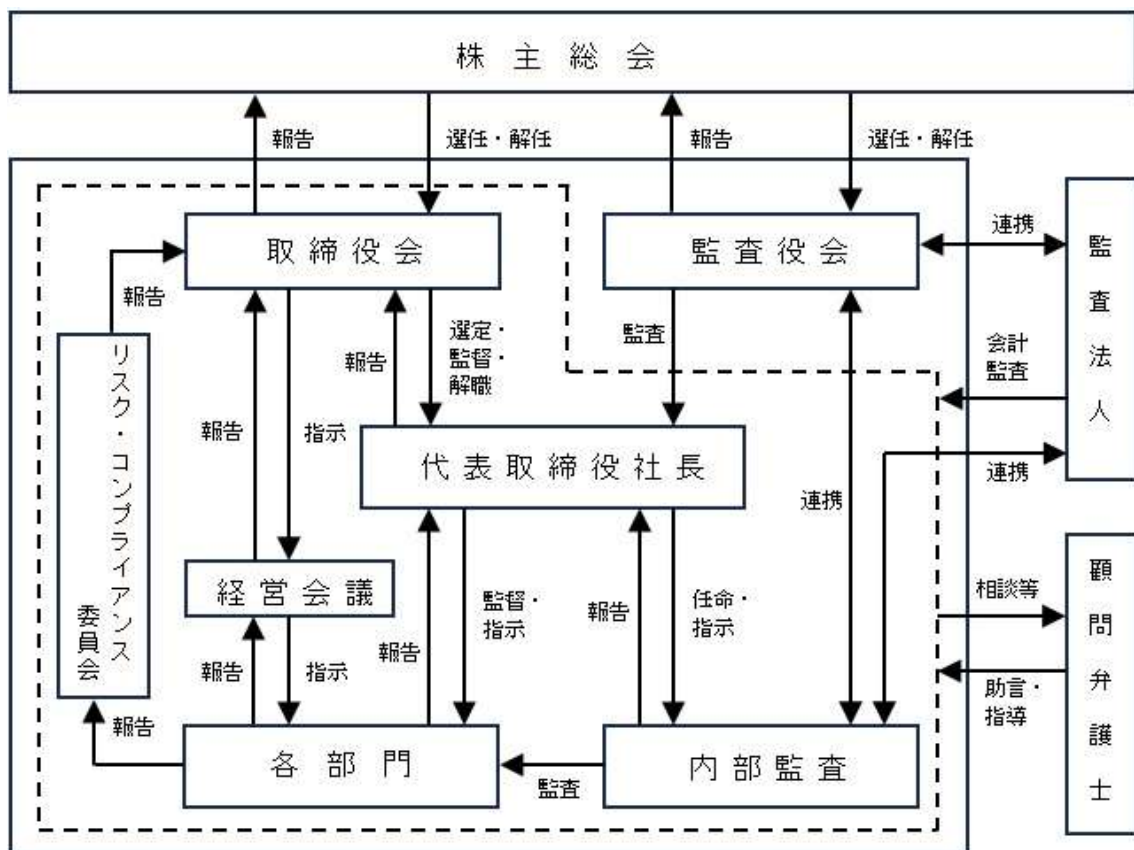
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

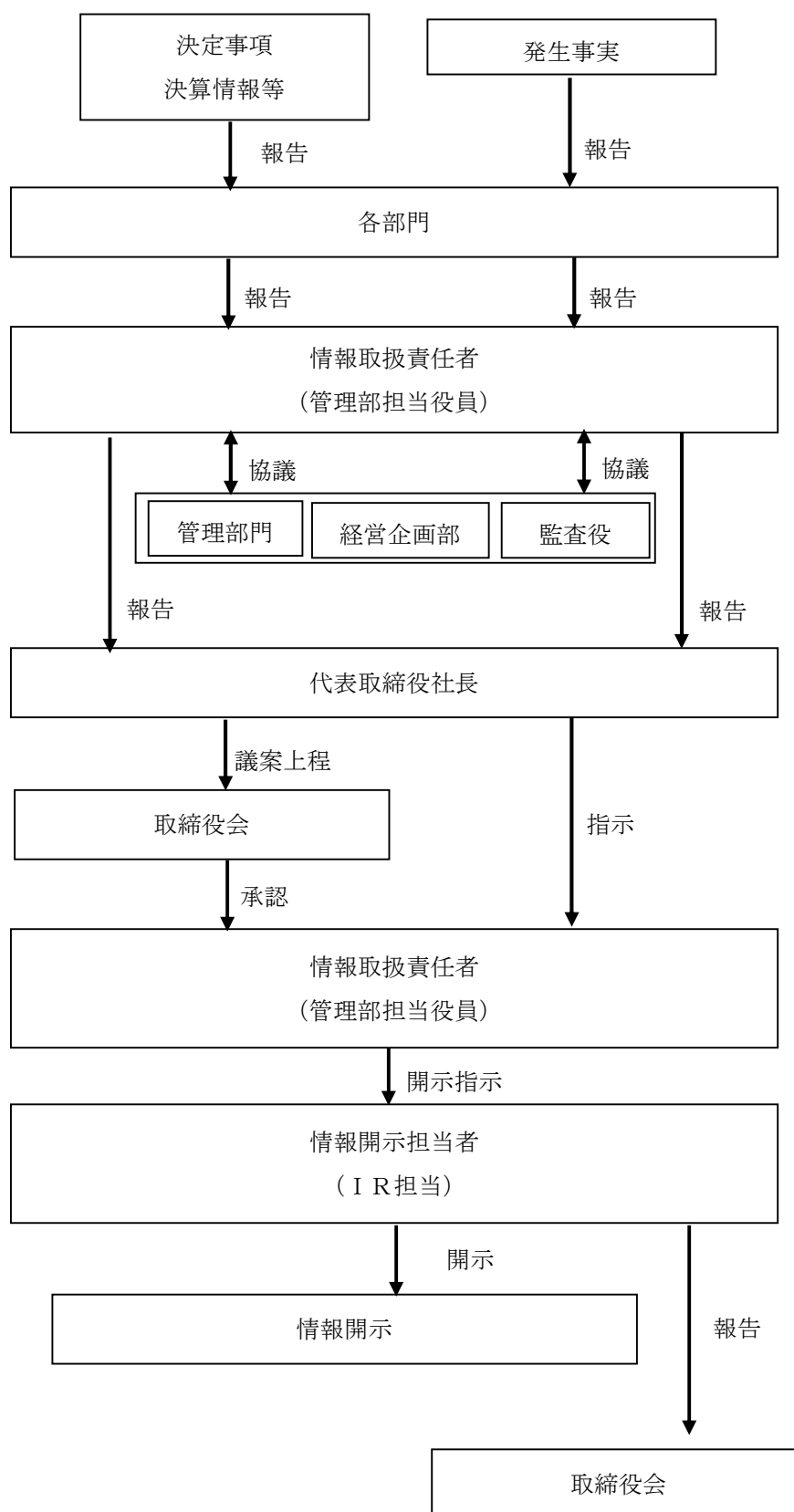
(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりであります。



以上